

重 要 事 項 説 明 書

（訪問看護・介護予防訪問看護）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、平成１１年３月３１日厚生省令第３７号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第７４条、第８条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者名称	特定非営利活動法人 地域の絆
主たる事務所の所在地	広島県福山市木之庄町四丁目5番25号
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	代表理事 中島 康晴
電話番号	084-928-0503

２．ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護事業所 泉
所在地	広島県福山市山手町七丁目6番12号
電話番号	084-982-9702
F A X 番 号	084-951-1212

３．事業の目的と運営方針

事業の目的	指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め在宅ケアの推進を図る。

４．ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
看護師	2人	常勤1名（管理者兼務） 非常勤1名
准看護師	1人	常勤1名

５．営業日及び営業時間

平 日	８：３０～１７：３０
休 業 日	土・日・祝日
24時間緊急時体制	電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とし、サービス提供は 365 日 24 時間行う。

６．提供するサービス内容

- （１） 提供方法
主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行なう。
- （２） 内容
健康状態の観察、健康相談
 - ・血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
 - ・病状の観察と相談
 - ・心の健康相談など

日常生活の看護

- ・身体清潔のケア（清拭、洗髪など）
- ・排泄のケア
- ・床ずれ予防及び手当
- ・療養環境の整備 在宅リハビリテーション看護
- ・体位変換、関節などの運動
- ・日常生活動作の訓練（食事、排泄） 精神、心理的な看護
- ・不安な精神心理状態のケア
- ・生活リズムの取り方
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止ケア、服薬ケア認知症の看護
- ・認知症の介護相談
- ・悪化防止、事故防止の相談など 介護相談
- ・病状、介護、日常生活に関する相談
- ・介護及び家族の精神的支援
- ・医療、福祉サービスの紹介など

７．利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は２割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）介護保険の適用を受けるサービス

【介護保険による場合】

別紙料金表を参照のこと。

（２）介護保険の適用を受けないサービス

介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。

【医療保険による場合】

種 類	内 容	金 額
基本利用料	要介護認定以外の訪問看護 (週３回まで)	１ 回 各医療保険の負担 割数額
		老人保健（定率制１割の場合） １回目 １，２６０円 ２回目以降 ８５０円
	難病等の方の訪問看護 (回数制限なし)	医療受給者証により 自己負担 有・無

【医療保険による場合の保険外加算料金】

種 類	内 容	金 額
加算費用	２時間を越える訪問看護	
	営業時間内の１時間ごと	２，０００円
	営業時間外の１時間ごと	２，５００円

	営業日以外の訪問看護	1回 8,000円
	エンゼルケア加算（希望時）	15,000円
そ の 他	衛生材料等	実費相当額

- (3) その他の費用
- ① 交通費（提供地域外）
 - ② 死後の処置料は、15,000円を請求するものとします。
- (4) キャンセル料
- (5) 支払方法
- 上記（１）（２）（３）（４）（５）の利用料（利用者負担分の金額）は、月ごとにまとめて請求いたします。当事業所指定の口座振替でお願いいたします。

8. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域 福山市中央２・中央４（日常生活圏域）

通常の事業の実施地域の境界から起算して片道1kmあたり20円を実費で頂きます。

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	有木医院
	院長名	有木 則文
	所在地	福山市本町1-1-103
	電話番号	084-922-1333
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

10. 事故発生時の対応

介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、生命・身体・財産に損害が発生した場合、業務の遂行に起因して、事業所が法律上の損害賠償責任を負担する場合は、損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

11. 苦情申立窓口

介護サービスに苦情がある場合、いつでも下記の「苦情申立先」に苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

当事業所ご利用相談室	窓口担当者 管理者 田中 沙綾加 TEL：084-982-9702
------------	--------------------------------------

福山市介護保険課	福山市保健福祉局健康長寿課介護保険係 TEL：084-928-1166
広島県国民健康保険団体連合会	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護第二係 TEL：082-554-0783
広島県福祉サービス運営適正化委員会	広島県社会福祉会館内 TEL：082-254-3419

12. サービスの利用にあたっての留意事項

- サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。
- (1) サービス提供の際、訪問看護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ② 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問看護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 職員に対する身体的・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等著しく常識を逸脱する行為は、契約を解除させていただく場合がございます。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所又は当事業所の担当者へご連絡ください。

訪問看護事業所 泉のサービスの提供の開始に際し上記重要事項の説明を行いました。

説明日 年 月 日

事業者名 特定非営利活動法人 地域の絆
訪問看護事業所 泉

説明者 職 氏名

私は、訪問看護事業所 泉より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

利用者の家族等 住所

氏名

続柄